

平成 30 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名	株式会社きちり
	(コード番号 : 3082 東証第一部)
本 店 所 在 地	大阪市中央区安土町二丁目 3 番 13 号
代 表 者 名	代表取締役社長 平川 昌紀
問 合 せ 先	常務取締役
	経営管理本部長 葛原 昭
電 話 番 号	06-6262-3456 (代表)

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び  
定款一部変更（商号変更及び事業目的の一部変更）に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 6 日付「会社分割による持株会社体制移行および子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」にて、平成 31 年 1 月 1 日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

当社は、本日開催の取締役会において、当社の 100%子会社との吸収分割契約締結を承認することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします（以下、当社吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件分割」といいます。）また、平成 30 年 8 月 6 日時点では未定であったもので、今回確定した項目につきましても、併せてお知らせいたします。

本件分割後の当社は、平成 31 年 1 月 1 日（予定）で商号を「株式会社きちりホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。本件分割及び定款一部変更（商号変更及び事業目的の一部変更）につきましては、平成 30 年 9 月 27 日開催予定の定時株主総会による承認および必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件としております。

なお、本件分割は、当社の 100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行目的

当社は、ホスピタリティの提案・提供によって positive eating（楽しい食事によって癒し、安らぎ、明日への活力を感じていただくこと）の概念を浸透させ「外食産業の新たなスタンダードの創造」を実現するというビジョンのもと、これまで培ってきた業態開発力を活かして「Casual Dining KICHIRI」、ハンバーグ専門店「いしがまやハンバーグ」、オムライス専門店「3 Little Eggs」など全国に 24 業態 95 店舗を直営展開してまいりました。また平成 30 年 5 月 15 日には、これまでの出店戦略である経営効率の高い首都圏・関西圏における直営店舗展開によるドミナント戦略に加え、首都圏・関西圏外での加速度的出店による更なる収益化の手段として、フランチャイズ事業を開始することを決議しており、事業構造変革の過渡期にあります。

中食業界の拡大、新規参入が容易であること等により競争が激化している外食業界において、

持続的な成長を果たしていくために当社は多業態の開発を進めることでライセンスの蓄積を進め、ライセンスホルダーとして直営及びフランチャイズ事業展開を行っていく方針にございますが、これを実現するためのガバナンス構造として、持株会社体制移行の可能性を模索しておりました。

今般、当社は事業構造の変革期に、持株会社体制によりもたらされる事業毎の権限と責任の分離による意思決定の迅速化、事業リスク分散、明確な事業業績測定といった効果が今後の当社の持続的な成長による企業価値向上に必要不可欠であると考え、持株会社体制への移行を決定いたしました。

## 2. 持株会社体制への移行の要旨について

### (1) 移行方式

当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、分割する事業を当社が 100%出資する子会社（分割準備会社）に承継させる予定です。なお、分割する事業は、当社が営む外食事業を予定しております。

また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

### (2) 会社分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	平成 30 年 8 月 6 日
分割準備会社の設立	平成 30 年 8 月 10 日
吸収分割契約承認取締役会	平成 30 年 8 月 17 日
吸収分割契約締結	平成 30 年 8 月 17 日
吸収分割契約承認定時株主総会	平成 30 年 9 月 27 日（予定）
吸収分割契約の効力発生日	平成 31 年 1 月 1 日（予定）

### (2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）、当社 100%出資の分割準備会社である株式会社きちり分割準備会社を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）とし、当社が営む外食事業（以下、「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割により行います。

### (3) 本件分割に係る割当の内容

承継会社である株式会社きちり分割準備会社は、本件分割に際して普通株式 900 株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

### (4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はございません。

### (5) 本件分割により増減する資本金等

該当事項はございません。

### (6) 承継会社が承継する権利義務

株式会社きちり分割準備会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日における本件事業に係る資産、債務その他の権利義務のうち、本件分割に係る吸収分割契約に規定されるものいたします。

なお、承継会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものいたします。

(7) 債務履行の見込み

本件分割後、当社及び承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。以上より、本件分割後において当社及び承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みはあると判断しております。

3. 本件分割の当事会社及び分割する事業部門の概要

【当事会社の概要】

	分割会社 平成 30 年 6 月 30 日現在	承継会社 平成 30 年 8 月 10 日設立時現在
(1) 名称	株式会社きちり	株式会社きちり分割準備会社
(2) 所在地	大阪市中央区安土町二丁目 3 番 13 号	東京都渋谷区渋谷一丁目 17 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長： 平川 昌紀	代表取締役社長： 平川 昌紀
(4) 事業内容	外食事業	外食事業（ただし、本件吸収分割前は事業を行っておりません。）
(5) 資本金	381 百万円	1 百万円
(6) 設立年月日	平成 10 年 7 月 16 日	平成 30 年 8 月 10 日
(7) 発行済株式数	10,550,400 株	100 株
(8) 決算期	6 月 30 日	6 月 30 日
(9) 大株主及び持株比率 (自己株式控除後割合)	株式会社エムティアンドアソシエイツ 40.6% 葛原 昭 3.6% 平川 勝基 2.5% 平川 昌紀 2.4% 平田 哲士 1.9% 平川住宅株式会社 1.3% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1.3% 清原 康孝 1.2% 平川 貴史 1.0% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1.0%	株式会社きちり 100%
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の 100%を保有しております。
	人的関係	分割会社より承継会社に取り締役を 1 名派遣しております。
	取引関係	承継会社は営業を開始していないため、現時点では、分割会社との取引関係はありません。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績（平成 30 年 6 月期）		
純資産	1,900 百万円（単体）	1 百万円（単体）
総資産	4,392 百万円（単体）	1 百万円（単体）

1株当たり純資産	185.89円（単体）	10,000円（単体）
売上高	9,241百万円（単体）	—
営業利益	358百万円（単体）	—
経常利益	355百万円（単体）	—
当期純利益	147百万円（単体）	—
1株当たり当期純利益	14.45円（単体）	—

- （注） 1. 分割会社は、平成31年1月1日付けで「株式会社きちりホールディングス」に商号変更予定です。
2. 承継会社は、平成31年1月1日付けで「株式会社KICHIRI」に商号変更予定です。
3. 承継会社におきましては直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

【分割する事業部門の概要】

- （1） 分割する部門の事業内容  
当社が営む外食事業

- （2） 分割する部門の経営成績（平成30年6月期実績）

	分割事業 (a)	当社実績（単体） (b)	比率 (a÷b)
売上高	9,241百万円	9,241百万円	100%

- （3） 分割する資産、負債の項目及び金額（平成30年6月30日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	619百万円	流動負債	1,136百万円
固定資産	2,315百万円	固定負債	1,105百万円
合計	2,934百万円	合計	2,241百万円

- （注） 上記金額は平成30年6月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

4. 会社分割後の状況（平成31年1月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
（1） 名称	株式会社きちりホールディングス （平成30年1月1日付けで「株式会社きちり」より商号変更予定）	株式会社KICHIRI （平成30年1月1日付けで「株式会社きちり分割準備会社」より商号変更予定）
（2） 所在地	大阪府中央区安土町二丁目3番13号	東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号
（3） 代表者の役職・氏名	未定	未定
（4） 事業内容	グループ会社の経営管理	外食事業
（5） 資本金	381百万円	10百万円
（6） 決算期	6月30日	6月30日

5. 今後の見通し

承継会社は、当社の100%子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社

の収入は関係会社からの配当収入、経営指導料収入が中心となります。また、費用は持株会社としてのグループの経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定です。

## II. 定款変更の目的

### 1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「株式会社きちりホールディングス」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。なお、本定款変更は、本件分割の吸収分割契約に係る議案が当社定時株主総会において承認可決されること及び本件分割の効力発生を条件として、本件分割の効力発生日（平成31年1月1日予定）に効力が生じるものいたします。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会	平成30年9月27日（予定）
定款変更の効力発生日	平成31年1月1日（予定）

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>(商 号)</b> 第1条 当社は、<u>株式会社きちり</u>と称し、英文では <u>KICHIRI &amp; Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p><b>(目 的)</b> 第2条 当社は、<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (16) (現行どおり) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>(商 号)</b> 第1条 当社は、<u>株式会社きちりホールディングス</u>と称し、英文では <u>KICHIRI HOLDINGS &amp; Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p><b>(目 的)</b> 第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。)、その他、これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) ~ (16) (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、前項各号およびこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p><b>(附 則)</b> <u>第1条 本定款の第1条 (商号) および第2条 (目的) の変更は、平成31年1月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>